2　確定後の取扱い

未確定更生債権が確定したとき（前記１後段の場合には、当該債権者が有する未確定更生債権の全てが確定したとき。）は、第３章第２節第２、２又は第３節第２款第２の定めを適用する。

ただし、弁済期については、第３章第２節第２、２又は第３節第２款第２で定められた弁済期と未確定更生債権が確定した日から１か月後の日が属する月の末日のいずれか遅い日とする。

なお、未確定更生債権の確定以前に第３章第３節第２款第２、２の定めに基づく中間弁済が行われているときは、本項によって定まる弁済期に、未払の中間弁済金（確定した元本等に対し、確定以前に実施されたすべての中間弁済の中間弁済率を合算した率を乗じた金額をいう。）も合わせて弁済する。

第３節　提起されている確定訴訟

該当なし。

第５章　弁済資金の調達方法と予想超過収益金の使途

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権及び更生債権の弁済資金は、本件売却代金、本件売却代金の一部を原資とする更生協力金、保有する現預金、更生会社の営業活動から生じる収益等により調達する。

第２節　予想超過収益金の使途

予想を超過する収益金が生じた場合には、更生計画の遂行及び清算手続に必要な資金に充て、更に余剰があるときは、追加弁済の原資に充てる。

第６章　共益債権とその弁済

第１節　支払済共益債権

更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成28年１月１日）から平成28年３月31日までに支払った共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」の支払実績欄記載のとおり、総額53,569,811円である。

第２節　未払共益債権

更生会社における基準日である平成28年３月31日現在の未払共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」の未払残高欄記載のとおり、総額38,210,423円である。

第３節　弁済方法

上記未払共益債権及び平成28年４月１日以降更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、本件売却代金、保有する現預金等をもって随時支払う。

第７章　担保権の措置等

第１節　存続する担保権（船舶に係る担保権）

1　別表10「存続する担保権一覧表（船舶）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

2　別表10「存続する担保権一覧表（船舶）」記載の担保権は、被担保債権である更生担保権が完済されたとき、当該担保権の目的である本件船舶について管財人が裁判所の許可を得て第３章第１節第２、４⑵に定める担保変換をしたとき、又は、担保権者が担保権を放棄したときに消滅する（なお、担保変換により船舶に係る担保権が消滅する場合であっても、担保変換後の預金質権は存続する。）。この場合、担保権者は、消滅した担保権について登記又は登録（日本国内のものに限らない。）の抹消手続をするものとし、管財人から要請があった期限までに、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第２節　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権（準拠法が日本法か否かを問わず、財産が日本国内にあるか否かを問わない。）で、本章第１節に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定時に全て消滅する。

存続しない担保権の担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。この場合、存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から要請があった後、２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第３節　保険

1　更生会社が確定更生担保権に係る担保権の目的である本件船舶を目的として更生計画認可決定時に締結している保険契約について、当該確定更生担保権に係る債権者が当該保険契約に係る請求権について質権又は譲渡担保権を併せ有する場合には、前記第３章第１節第２、２の定めに従い本件船舶の売却が完了するまでの間、同一の付保内容で順次更新し、又は実質的に同一の付保内容の新規契約を締結するものとし、当該確定更生担保権の限度で、当該保険契約（保険期間満了後に前記に従い更新又は新規に締結した保険契約を含む。）に係る請求権についての質権又は譲渡担保権は存続する。

2　上記質権又は譲渡担保権は、対象となる保険契約の目的である財産に係る担保権が消滅した場合に消滅する。

3　前記の保険契約の目的である本件船舶について保険事故等が発生した場合、管財人の選択により、その保険金を罹災船舶の復旧のために用いることができる。この場合、管財人は、復旧した物件（復旧のために取得した物件を含む。以下同じ。）を目的とする保険契約に基づく保険金請求権に従来と同一の質権又は譲渡担保権を設定する。当該保険金を罹災船舶等の復旧に用いなかった場合は、管財人は、当該保険金を本件売却代金とみなして、第３章第１節第２の定めに従い船舶更生担保権の弁済を行うものとする。なお、この場合、第３章第１節第２、３に定める本件船舶の売却に伴い更生会社が負担する諸経費を、保険金請求に伴い更生会社が負担する諸経費と読み替えて、本件売却代金から控除する諸経費及び更生協力金の額を算定するものとする。

第４節　登記等の費用

本章による登記手続及び登録手続に要する登録免許税その他の費用（日本国内のものに限らない。）は、更生会社が負担する。

第８章　更生会社の措置

第１節　株主に対する配当・残余財産請求権の制限

株主は、議決権、配当請求権、残余財産分配請求権、その他法律上の株主の権利の一切を失う。

第２節　役員の構成

更生計画認可決定日に在任している役員は、任期満了、辞任、解任その他退任事由が生じるまで、当該役員としての地位を有するものとする。役員につき退任事由が生じた場合、新しい役員は、裁判所の許可を得て管財人が選任する。ただし、管財人は、更生計画認可決定日以降いつでも、裁判所の許可を得て、在任中の役員を解任し、新役員を選任することができる。

第３節　更生会社の解散等

第１　更生会社の解散

更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。

第２　清算人の選任等

更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。管財人は、裁判所の許可を得て、清算人の変更、補充又は増員をすることができる。

第３　清算人の任期

清算人の任期は、清算の結了までとする。

第４　清算業務

管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理・処分、租税等の請求権の納付、更生債権者等に対する弁済、その他更生計画の遂行並びに会社の清算に必要な業務を行う。

第９章　その他の事項

会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。

別表１ないし12　省略

東京地方裁判所民事第８部